

木藪浜市電

要 求 案

10. 4. 71.

1. 監督以下運輸現業員=今回支給の
元金に解雇手当、同額より更に支給する
こととする。

2. 田舎者臨時労働者関係慰労金の支給
に元金に力加一般に支給することとする。

3. 労働退職給付規程を至急審査表
に提出することとする。

解 決 案

10. 4. 12.

金式を因り増加分配する。

1. 雇員(女子労働員を除く)以上
の旧社員に定分給付を「元金」に
加し、他従業員を加し元金の中
出するに依り、元金に元金以上の
を社員各1名、対して元金分配の
元金に元金以上のを職員の元金に各
元金に元金以上のを職員の元金に各
元金に元金以上のを職員の元金に各
元金に元金以上のを職員の元金に各

3. 在職1ヶ月未満者、第19期
見習い各平等に13,500円支給

空欄

空欄

空欄

空欄

空欄